

○ 内
経済部
産業省
、、
閣
省、
、
農林水務省
、
環境省
、
告示第九号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）第四条の三第一項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和四年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 松野 博一

総務大臣 寺田 稔

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 永岡 桂子

会計並びに人事管理に関する省令（平成

十六年経済産業省令第九号）第二十一条

第一項に規定する金属鉱物のうち、同項

第四号、第六号、第九号、第十一号から

第二十三号まで及び第二十五号から第四

十二号までに規定するものに限る。）に

関する次のイからホまでに掲げる業種

「イ～ホ 略」

「八～十七 略」

び会計並びに人事管理に関する省令（平

成十六年経済産業省令第九号）第十九条

第一項に規定する金属鉱物のうち、同項

第四号、第六号、第九号、第十一号から

第二十三号まで及び第二十五号から第四

十二号までに規定するものに限る。）に

関する次のイからホまでに掲げる業種

「イ～ホ 同上」

「八～十七 同上」

「備考 同上」

「備考 略」

備考 表中の「」は注記である。